

WCS用稲（飼料用稲） 作付の留意点

脱穀しないでください

- ◆ WCS用稲は、子実を収穫しない取組みで用途が限定されています。
「WCS用稲の主食用への横流し」などの違反行為が行われたことを確認した場合、
交付金の全額返還となり、氏名等が公表されます。（別紙カラーチラシ参考）
- ◆ 刈り取りは適期【糊熟期^{こじゅくき}～黄熟期^{おうじゅくき}】に行いましょう。
 - ・糊熟期とは、出穂後10～25日後で、胚乳は糊（ノリ）状。
 - ・黄熟期とは、出穂後25～40日後で胚乳は口ウ状で、穀粒は爪で容易に破砕できる。

写真の撮影・提出してください

| | 農業公社委託 | その他 | 備考 |
|--------|--------|-----------------|-----------------------|
| 航空防除 | — | 提出 + 農薬購入領収書 | 産地交付金対象 |
| 刈り取り作業 | — | 提出 | まとまりの多い団地のうち 上位3箇所 |
| 保管状況 | 提出 | 提出 | |

- ※ 写真は、作業日誌と一緒に提出してください。
- ※ 数量とロール数等の生産実績の報告も、作業日誌に記入してください。

適切な管理を行ってください

- ◆ 捨てづくりには交付金は、交付されません。
- ◆ 管理が適正でない場合や、生育が悪いと判断された場合、九州農政局 鹿児島拠点等から立入検査が入り、交付金の返納を求められることがあります。

《生育が悪い例》

- ・雑草が繁茂している
- ・ジャンボタニシによる被害
- ・明らかな生育不足



【問合せ先】

志布志市農業再生協議会 事務局
（志布志市役所 農政畜産課内）
TEL 474-1111（内線 433・435）

令和3年度に発生（判明）したWCS用稲の不適正流通の事例 (九州農政局管内)

事例 1

農業者(取組主体)が、収穫期の長雨により、ほ場に機械が入れず収穫時期が遅れたことから、WCS用稲として収穫すべき稲の子実を収穫(一部)した。子実は販売等せず自宅倉庫に全量保管。

- ⇒ ・農政局による指導(「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」違反)
- ・子実を収穫したほ場については、WCS用稲の交付金は支払われない

事例 2

農業者(取組主体)が、WCS用稲を取り組むほ場で、前年に主食用米を作付していたことから当年も主食用米の取り組みと誤認したまま栽培し、子実を収穫した。(取組計画書は地域協議会の補助により作成しており、取り組みの認識が欠落していた)。子実は販売等せず自宅倉庫に全量保管。

- ⇒ ・農政局による指導(「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」違反)
- ・子実を収穫したほ場については、WCS用稲の交付金は支払われない

事例 3

農業者(取組主体)が、降雨の影響により収穫適期に収穫することができず、需要者の畜産農家との話し合いの上、ラッピングしても発酵しないと判断。WCS用稲としての収穫をとりやめ、子実を収穫し、主食用として転売した。

- ⇒ ・県による指導(「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」違反)
- ・農政局による指導(「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」違反)
- ・経営所得安定対策の交付金は全て支払われない

事例 4

需要者である畜産農家が、取組主体の農業者から引き渡されたWCS用稲を他の畜産農家に数年前に転売していた。

- ⇒ ・農政局による指導(「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」違反)

重要

違反行為に常習性があると判断される場合、故意又は重過失があると判断される場合等には、対象者の名称及び違反事実が公表される場合があります。

また、次年度の取組計画が認められない場合があります。